

三重地方最低賃金審議会  
会 長 安井 広伸 殿

三 重 労 働 局 長  
金 尾 文 敬

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定等に関する申出が、別添のとおりあったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 3 号）  
申出日 令和 5 年 7 月 4 日  
申出代表者 全日本電線関連産業労働組合連合会三重地方協議会  
議 長 伊藤 善雄
- 2 三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（平成 24 年三重労働局最低賃金公示第 2 号）  
申出日 令和 5 年 6 月 30 日  
申出代表者 JAM東海 三重県連絡会 会 長 伊藤 久志
- 3 三重県一般機械器具製造業最低賃金（平成 14 年三重労働局最低賃金公示第 8 号）  
申出日 令和 5 年 6 月 30 日  
申出代表者 JAM東海 三重県連絡会 会 長 伊藤 久志
- 4 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 5 号）  
申出日 令和 5 年 7 月 3 日  
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会三重地方協議会  
議 長 森 美樹
- 5 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 6 号）  
申出日 令和 5 年 6 月 30 日  
申出代表者 自動車総連三重地方協議会 議 長 葛山 真由美

⑤

令和5年8月3日

三重地方最低賃金審議会

会長 安井 広伸 殿

三重地方最低賃金審議会小委員会

委員長 三好 正人

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年7月6日、三重地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等を行い、慎重に審議を重ねた結果、下記1から3の特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記4のとおりである。

記

- 1 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 2 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 本件の審議に当たった当小委員会の委員  
公益代表委員 西川 昇吾 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表委員 伊藤 由幸 葛山 真由美 前田 良彦  
使用者代表委員 栗須 百合香 中村 和仁 別所 浩己

写

令和5年8月7日

三重労働局長 殿

三重地方最低賃金審議会  
会長 安井 広伸

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年7月6日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記1から5の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記1、4及び5の特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 2 三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金
- 3 三重県一般機械器具製造業最低賃金
- 4 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 5 三重県建設機械・鉦山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金